

獨協医科大学同窓会会員の皆様へ

医科診療所・開業医及び医科勤務医のための 医師賠償責任保険・ 医療施設賠償責任保険のご案内

補償内容については4～5ページを、ご加入方法については6ページをご覧ください。
中途加入をご希望の方は、7ページをご確認ください。

保険期間：2023年1月18日 午後4時 から 2024年1月18日 午後4時まで 1年間

※1年未満の短期間で中途加入いただくことも条件により可能です。

申込方法：加入申込票を獨協医科大学同窓会事務局にご提出下さい。

加入申込票締切日：お振込の場合 2022年12月22日
口座振替の場合 2022年12月9日

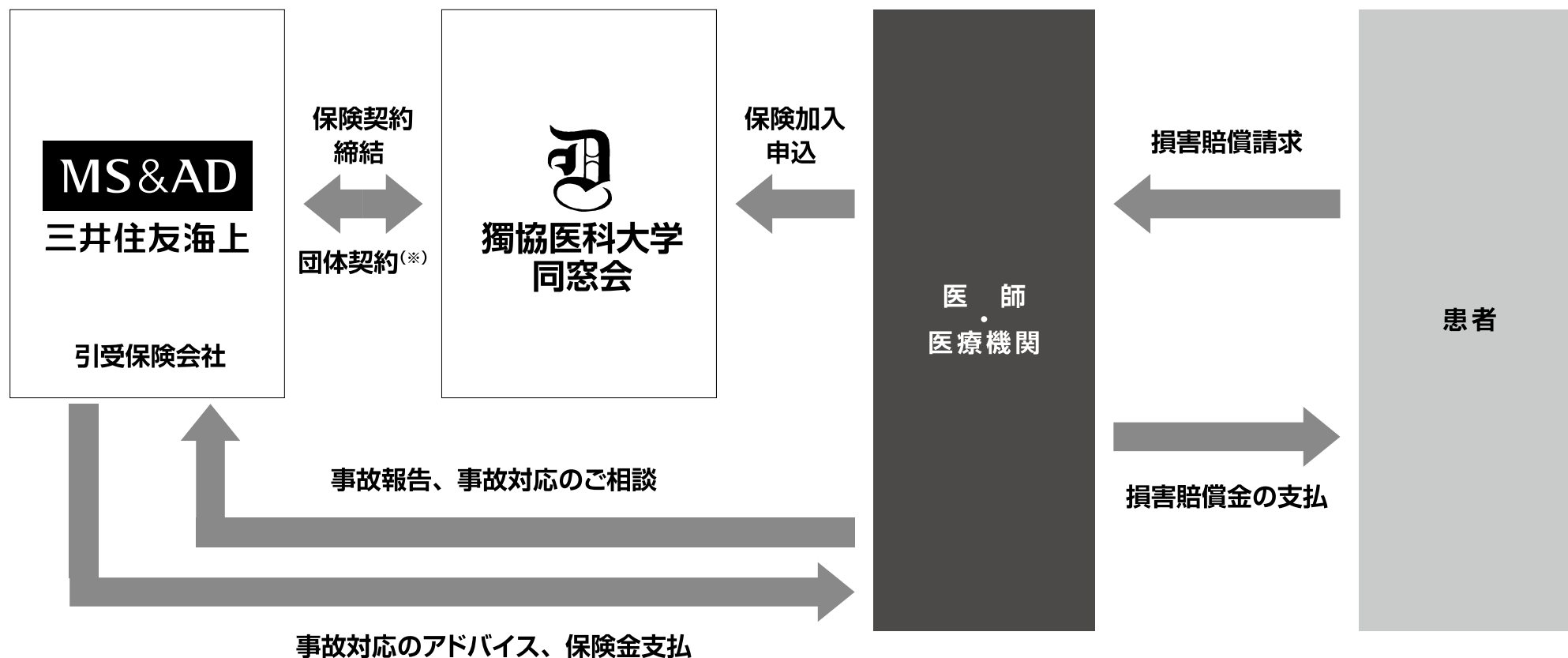
保険料払込期日：お振込の場合 2022年12月22日まで
口座振替の場合 2023年1月5日にお振替いたします。
〈お振込口座〉 足利銀行 おもちゃのまち支店 獨協医大出張所
普通口座 5073155
獨協医科大学同窓会保険口

目 次

1. 医師・医療施設賠償責任保険の特長	P1~3
2. 医師・医療施設賠償責任保険とは	P4
3. ご契約の仕組み	P4~7
4. 保険金をお支払いする主な場合	P8
5. 保険金をお支払いしない主な場合	P9
6. お支払いの対象となる損害	P10
7. ご注意いただきたいこと	P11
8. 事故が起こった場合のお手続	P12~13
9. 医師・医療施設賠償責任保険Q&A	P14
●重要事項のご説明	P15~17

1. 医師・医療施設賠償責任保険の特長

<医師・医療施設賠償責任保険の仕組み>



(※) 団体契約について

この保険は、獨協医科大学同窓会が保険契約者となる団体契約です。

<本制度の特長>

特長①

団体割引適用により
年間保険料が20%OFF!

獨協医科大学同窓会会員の皆様には
団体割引20%が適用されます。

特長②

支払限度額は
1事故3億円まで補償!

高額な損害賠償請求に備え、支払限度額は3億円まで補償いたします。
弁護士費用および訴訟費用も補償対象となる充実補償です。

特長③

ご確認ください!

勤務医プランもご用意!

医師個人の責任を追及し、真相を究明したい等と考える患者様やご家族が、
医療機関ではなく、医師個人を提訴する事例が増加しています。
以下に該当する場合には勤務医プランのご加入をおすすめいたします。

- ① 他の医療機関でお仕事をすることがある。
→ 他医療機関とともに、医師個人として提訴される可能性があるため。
- ② 法人立の診療所を経営している。
→ 法人ではなく、医師個人のみが提訴される可能性があるため。
- ③ 勤務医を雇っている。
→ 上記②と同様です。本制度勤務医プランをご利用いただくか、勤務医の医師賠償責任保険の加入状況をご確認ください。



<勤務医プランをご検討いただく場合>

＜想定する事例＞

B診療所にて、主治医Aは発熱や嘔吐等の症状がある患者Cを診察し、投薬で様子を見ることとした。

数日後、患者Cの容態は悪化し、搬送された病院にて急性脳症と診断され、脳に重度の障害が残ることとなった。

患者Cは主治医Aの適時に専門医療機関に転送しなかった過失を主張し、主治医Aを被告とし、損害賠償請求を起こした。

B診療所は医師賠償責任保険（開業医プラン）に加入している。

主治医Aの立場		補償可否	ご説明
開業医	法人代表者 （理事等）	×	医師賠償責任保険の被保険者が医療法人である場合、理事を含めた医師は全て勤務医師です。そのため、医師個人に対して損害賠償請求された場合は補償対象になりません。 ⇒勤務医プランへのご加入が必要です。
	診療所の開設者 （個人）	○	開業医プランにご加入されているので、医師賠償責任保険で補償されます。
勤務医		×	勤務先であるB診療所に対して損害賠償請求が提起された場合には医師賠償責任保険（開業医プラン）の補償対象となりますが、勤務医である主治医A個人に対して損害賠償請求が提起されているので、補償対象になりません。 ⇒勤務医プランへのご加入が必要です。

2. 医師・医療施設賠償責任保険とは

<主な特長>

1. 診療所開設の医師の先生の場合

この保険は、医療上の事故と医療施設の事故および人格権侵害による損害賠償責任の両方を対象とする総合的な保険です。診療所で医療行為に従事する医師、看護師等が起こした事故も対象となります。（被保険者である診療所が使用者として責任を問われた場合に限りです。）

※診療所施設事故では、提供した飲食物による食中毒事故も対象となります。

2. 勤務医の先生の場合

各医局の先生や勤務医の先生方が、安心して日常の医療業務に専念できるよう、不慮の医療上の事故による損害賠償責任を対象とする保険です。

3. ご契約の仕組み

(1) 保険契約者

この保険は獨協医科大学同窓会が
保険契約者となる団体契約です。

(2) 被保険者

(保険契約により補償を受けられる方)

開業医の先生のプラン…診療所の開設者
(法人化されている場合には医療法人)
勤務医の先生のプラン…診療所・病院に勤務する勤務医師の方々

(ご加入プランにより異なります。)

(3) 申込人・記名被保険者(加入資格)

ご加入いただけるのは、お申込人・記名被保険者が、以下に該当する場合となります。

◇申込人……………獨協医科大学同窓会の会員に限りです。

◇記名被保険者……獨協医科大学同窓会の会員に限りです。

(4) 保険期間

2023年1月18日 午後4時 から 2024年1月18日 午後4時まで 1年間
保険期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。)は1年間です。
また、1年未満の短期間で中途加入いただくことも条件により可能です。
詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の
保険期間欄にてご確認ください。



(5) 支払限度額と保険料(保険期間1年間)

団体割引20%適用^{※1}

<医師賠償責任保険+医療施設賠償責任保険+人格権侵害補償特約(診療所^{※2}・開業医の先生のプラン)>

補償内容			プラン名			
			3億型	2億型	1億型	A1会員型
支払限度額	医療行為に基づく事故 (医師特別約款)	1事故につき	3億円	2億円	1億円	100万円
		保険期間中	9億円	6億円	3億円	300万円
	医療施設、設備や提供した 飲食物に基づく事故 ^{※3} (医療施設特別約款)	身体障害	1名につき	2億円	2億円	1億円
			1事故につき	10億円	10億円	10億円
		財物損壊	1事故につき	2,000万円	2,000万円	2,000万円
	不当行為による人格権侵害 (人格権侵害補償特約(医療 施設特別約款に自動セット))	1名につき	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
		1事故につき	1億円	1億円	1億円	1億円
		保険期間中	1億円	1億円	1億円	1億円
保険料	1診療所あたりの保険料		98,690円	80,430円	62,170円	7,940円

※1 団体割引率は、契約時の記名被保険者の人数にしたがって決定されます。募集の結果、団体割引率が変更となる場合は、保険料または支払限度額の増減を行いますのでご了承ください。変更となる場合には、あらためて変更後の内容をご案内いたします。

※2 診療所とは、患者の収容施設を有しないものまたは19人以下の収容施設を有するものをさします。

※3 医療施設、設備や提供した飲食物に基づく事故および不当行為による人格権侵害については、1事故につき1,000円の免責金額が適用されます。

支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。お支払いの対象となる損害のうち、争訟費用、協力費用については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、争訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には取扱いが異なりますので、詳細は「6.お支払いの対象となる損害」(10ページ)をご参照ください。

免責金額は、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。お客さまが実際にご加入いただく支払限度額および免責金額につきましては、加入申込票の「支払限度額」欄および「免責金額」欄にてご確認ください。

<医師賠償責任保険(勤務医の先生のプラン)>

補償内容			プラン名			
			3億型	2億型	1億型	A2会員型
支払限度額	医療行為に基づく事故 (医師特別約款)	1事故につき	3億円	2億円	1億円	100万円
		保険期間中	9億円	6億円	3億円	300万円
保険料	1勤務医あたりの保険料		57,520円	51,570円	40,660円	6,010円

(6) ご加入手続の方法

ご加入にあたっては、加入申込票に所定の事項をご記入・押印のうえ、獨協医科大学同窓会までご提出ください。また、保険料については、表紙または「(7) 保険料の払込方法」に記載の方法により払い込んでください。

(7) 保険料の払込方法

保険料は、獨協医科大学同窓会保険口座へ払い込んでください。

保険料は必ずご加入と同時に払い込んでください(保険料の払込みを猶予する特約がセットされる場合を除きます。)。払込みの猶予がない場合は、保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または引受保険会社が保険料を領収する前に生じた事故については、保険金をお支払いしません。

<ご参考 保険料払込方法と各種期日について>

契約区分	保険料 払込方法	保険料払込期日 (口座振替日)	加入申込票 ご提出締切日	保険期間 (補償期間)
始期日からの加入	口座振替	2023年1月5日	2022年12月9日	2023年1月18日午後4時から 2024年1月18日午後4時まで
	お振込	2022年12月22日	2022年12月22日	
中途加入	お振込	2023年1月19日以降のご加入につきましては、 「(8) 中途加入の方法」をご参照ください。		着金日または加入申込票到着日の いずれか遅い日の翌日午前0時から 2024年1月18日午後4時まで

お振込口座	足利銀行 おもちゃのまち支店 獨協医大出張所 普通口座 5073155 獨協医科大学同窓会保険口
-------	--

<自動継続の取扱いについて>

前年からご加入されている皆さまについては、加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年同内容のセットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。

ただし、保険始期日までに口座振替または振込により保険料の払込みが完了している場合に限りです。

(8) 中途加入の方法

加入申込票をご記入のうえ、獨協医科大学同窓会事務局にご提出いただくとともに、
中途加入保険料一覧をご参照いただき、中途加入保険料を以下の獨協医科大学同窓会保険口座へ払い込んでください。
詳細は、取扱代理店（MSK保険センター）までお問い合わせください。

お振込口座

足利銀行 おもちゃのまち支店 獨協医大出張所 普通口座 5073155 獨協医科大学同窓会保険口

診療所・開業医の先生のプラン 中途加入保険料一覧

単位(円)

中途加入日	2/17まで	3/17まで	4/17まで	5/17まで	6/17まで	7/17まで
3億円	98,690	90,470	82,240	74,020	65,800	57,570
2億円	80,430	73,730	67,030	60,330	53,620	46,920
1億円	62,170	56,990	51,810	46,630	41,450	36,270
A1会員型	7,940	7,280	6,610	5,960	5,300	4,630
中途加入日	8/17まで	9/17まで	10/17まで	11/17まで	12/17まで	1/17まで
3億円	49,350	41,120	32,890	24,680	16,460	8,220
2億円	40,220	33,510	26,810	20,120	13,410	6,700
1億円	31,090	25,900	20,720	15,550	10,370	5,180
A1会員型	3,970	3,310	2,640	1,990	1,330	660

勤務医の先生のプラン 中途加入保険料一覧

単位(円)

中途加入日	2/17まで	3/17まで	4/17まで	5/17まで	6/17まで	7/17まで
3億円	57,520	52,730	47,930	43,140	38,350	33,550
2億円	51,570	47,270	42,980	38,680	34,380	30,080
1億円	40,660	37,270	33,880	30,500	27,110	23,720
A2会員型	6,010	5,510	5,010	4,510	4,010	3,510
中途加入日	8/17まで	9/17まで	10/17まで	11/17まで	12/17まで	1/17まで
3億円	28,760	23,970	19,170	14,380	9,590	4,790
2億円	25,790	21,490	17,190	12,890	8,600	4,300
1億円	20,330	16,940	13,550	10,170	6,780	3,390
A2会員型	3,010	2,500	2,000	1,500	1,000	500

4. 保険金をお支払いする主な場合

(1) 医療上の事故(医師特別約款) **開業医** **勤務医**

日本国内において、被保険者(保険契約により補償を受けられる方)またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う医療行為に起因して患者に身体障害を与えた場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

ただし、保険期間中に発見された患者の身体障害に限ります。

※「身体障害」とは、傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。

※「発見された」とは、次のいずれか早い時をもってなされたものとします。

- ・ 医療業務による患者の身体の障害を、被保険者が最初に認識した時、または認識し得た時
- ・ 被保険者に対して損害賠償請求が提起された時、提起されるおそれがあると被保険者が認識した時、または認識し得た時

ご注意ください!

(2) 医療施設の事故(医療施設特別約款) **開業医**

日本国内において、被保険者の医療施設もしくは医療設備の不備または従業員の不注意が原因となって、保険期間中に、患者、付添人、見舞客等の第三者に身体障害を与えたり、他人の財物を損壊(滅失、破損または汚損)した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

(3) 人格権侵害(人格権侵害補償特約) **開業医**

医療施設特別約款に規定される損害の原因となる事由に起因して、被保険者または被保険者以外の者が行った次のいずれかに該当する不当行為により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

- (a) 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀(き)損
- (b) 口頭、文書、図画、映像その他これらに類する表示行為による名誉毀(き)損またはプライバシーの侵害

<対象となる事故の例>

- ① 医療施設の管理ミスにより、エレベーターが正常に作動せずに、内部に患者が閉じ込められてしまった。(精神的ショックへの補償)
- ② 患者のプライバシーに関する情報を、誤って第三者に流してしまった。(プライバシー侵害)



5. 保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

<普通保険約款でお支払いしない主な場合>

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊（滅失、破損または汚損）について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾（じょう）に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- 液体、気体または固体の排出、流出または溢（い）出に起因する損害賠償責任（ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。）
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任 等

<特別約款でお支払いしない主な場合1－医師特別約款>

- 被保険者の業務を行う施設もしくは設備または航空機、車両（原動力がもっぱら人力であるものを含みます。）、自動車（原動機付自転車を含みます。）、船舶もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 名誉毀（き）損または秘密漏えいに起因する損害賠償責任
- 美容を唯一の目的とする医療行為に起因する損害賠償責任
- 医療の結果を保証することにより加重された損害賠償責任
- 所定の免許を有しない者が遂行した医療行為に起因する損害賠償責任。（ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が遂行した医療行為に起因する損害賠償責任は除きます。） 等

<特別約款でお支払いしない主な場合2－医療施設特別約款>

- 被保険者またはその使用人その他被保険者のために医療行為を行う者の医療上の行為による身体の障害に起因する損害賠償責任
- 医療施設の新築、改築、修理、取壊し等の工事に起因する損害賠償責任
- 航空機、自動車または医療施設（設備を含みます。）外における船舶・車両（原動機付自転車を含み、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）もしくは動物の所有、使用もしくは管理に起因する損害賠償責任
- 生産物または仕事の瑕疵（かし）に基づく生産物または仕事の目的物の損壊（滅失、破損または汚損）それ自体の損害賠償責任
- 昇降機の所有、使用または管理について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する損害賠償責任
- 被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引渡した生産物または行った仕事の結果に起因する損害賠償責任 等

<特約でお支払いしない主な場合－人格権侵害補償特約>

- 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）に起因する損害賠償責任
- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- 最初の不当行為が保険期間開始前になされ、その継続または反復として、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- 事実と異なることを知りながら、被保険者によってまたは被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- 被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害賠償責任 等

6. お支払いの対象となる損害

お支払いの対象となる損害は次のとおりです。

ただし、適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

【 損害の種類 】	【 内 容 】
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。）
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置（他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等）に要した費用
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

示談交渉は必ず引受保険会社と ご相談いただきながらおすすめください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

上記①から④までの保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から加入者証記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、加入者証記載の支払限度額を限度とします。上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

$$\text{お支払いする争訟費用の額} = \text{⑥争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{①損害賠償金の額}}$$

なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

7. ご注意いただきたいこと

- ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- ＜保険会社破綻時等の取扱い＞
 - 損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。
 - この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
 - また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分 については、上記補償の対象となります。

- この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランス グループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
②提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

8. 事故が起こった場合のお手続

(1) 事故にあわれた場合の引受保険会社へのご連絡等

医療業務に起因した身体障害事故を発見した場合、または、医療施設に起因した事故が発生した場合は、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。

- ①損害の発生および拡大の防止
- ②相手の確認
- ③目撃者の確認

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189 (無料)

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方には、下表のうち引受保険会社が求める書類をご提出いただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2) 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類 およびその他これに類する書類 ^(注) (注) 事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類、診療録、看護記録
(3) 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ① 他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ② 他人の財物損壊(財物の使用不能による間接損害を含みます。)の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ③ ①および②のほか、損害額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本 修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証(写)、建物登記簿謄本、戸籍謄本、全部(個人)事項証明書

④損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書
⑤共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	権利移転証(兼)念書
(4)被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書
(5)その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	
①保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知
④保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項^(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします^(注3)。

(注1) 保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款、特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

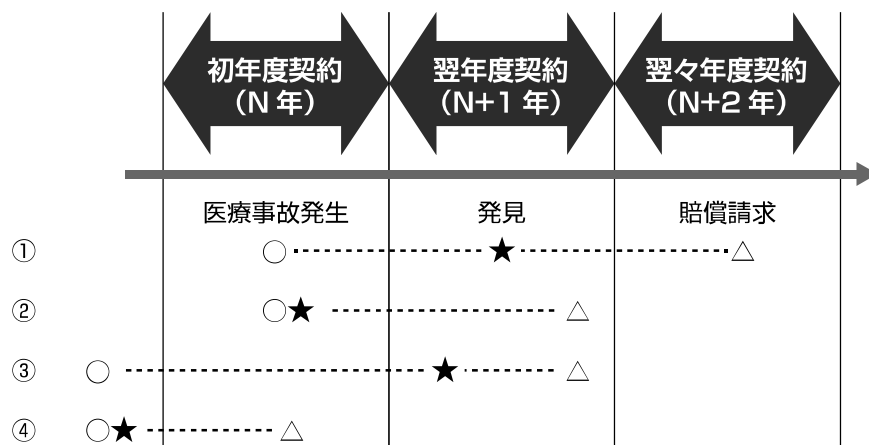
■保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

9. 医師・医療施設賠償責任保険Q&A

Q1. 事故発見ベースのイメージを教えてください。

A1. 下図のとおりです。



- ①：翌年度契約の支払対象となります。
- ②：初年度契約の支払対象となります。
- ③：翌年度契約の支払対象となります。
- ④：支払対象となりません。(事故の発見が初年度契約以前のため)

Q2. 事故発見ベースの『発見』とは何ですか？

A2. 次のいずれか早い時をもってなされたものとします。

- ① 医療業務による患者の身体の障害を、被保険者が最初に認識した時、または認識し得た時
- ② 被保険者に対して損害賠償請求が提起された時、提起されるおそれがあると被保険者が認識した時、または認識し得た時

Q3. 保険に加入をしたら、証明書は発行されますか？

A3. ご加入いただいた先生方1人1人に加入者証が発行されます。

保険始期日1月18日でご加入いただいた方には、2月末迄には加入者証を送付いたします。

中途加入日2月1日でご加入いただいた方には、3月末迄には加入者証を送付いたします。

Q4. 加入者証をなくしてしまいました。どうすればいいですか？

A4. 再発行が可能です。取扱代理店へご連絡ください。

Q5. 自由診療を行っています。補償の対象になりますか？

A5. 美容を唯一の目的とする医療行為などの一部を除き補償の対象になります(保険診療か否かは、補償可否の判断基準になりません)。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

Q6. 保険期間の途中で開業する予定があるのです。どうすればいいですか？

A6. 開業医用の医師賠償責任保険に切り替えが必要ですので、ご開業前に取扱代理店までご連絡ください。

Q7. 勤務先、自宅住所に変更があった場合はどうすればいいですか？

A7. 取扱代理店へご連絡ください。

医師賠償責任保険を
ご加入いただくお客さまへ

重要事項のご説明

この書面では医師賠償責任保険契約に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。
お申込みいただく際には、ご加入の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。
ご加入の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約（特別約款を含みます。以下同様とします。）によって定まります。
普通保険約款・特約が必要な場合は、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。
申込人と記名被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、記名被保険者の方にも必ずご説明ください。

※加入申込票等への記名・押印（または署名）は、この書面の受領印を兼ねています。
※この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管くださいますようお願いいたします。

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、
お申込みくださいますようお願いいたします。
この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。
また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

保険の種類	商品の仕組み
医師賠償責任保険	<医科開業医> 賠償責任保険普通保険約款 + 医師特別約款 + 代位求償権行使に関する特約（自動セット） + 医療施設特別約款 + 人格権侵害補償特約（自動セット） <医科勤務医> 賠償責任保険普通保険約款 + 医師特別約款 + 代位求償権行使に関する特約（自動セット）

(2) 補償内容

■被保険者

保険の種類	被保険者 (ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。)
医師賠償責任保険	加入申込票 ^(注) の「記名被保険者」欄に記載された方が被保険者となります。

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

(注) 引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類等を行い、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

■保険金をお支払いする主な場合

「医科診療所・開業医及び医科勤務医のための医師賠償責任保険・医療施設賠償責任保険のご案内」の「保険金をお支払いする主な場合」のページをご参照ください。

■お支払いの対象となる損害

「医科診療所・開業医及び医科勤務医のための医師賠償責任保険・医療施設賠償責任保険のご案内」の「お支払いの対象となる損害」のページをご参照ください。

■保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

「医科診療所・開業医及び医科勤務医のための医師賠償責任保険・医療施設賠償責任保険のご案内」の「保険金をお支払いしない主な場合」のページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されております。

「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約

この保険契約にはお客さまの任意でセットできる特約はありません。

(4) 保険期間

この保険の保険期間（保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。）は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、「医科診療所・開業医及び医科勤務医のための医師賠償責任保険・医療施設賠償責任保険」または加入申込票等の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 支払限度額等

「医科診療所・開業医及び医科勤務医のための医師賠償責任保険・医療施設賠償責任保険のご案内」をご参照ください。

2. 保険料

保険料^(注)は、保険料算出の基礎、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

お客さまが実際にご加入いただく保険料^(注)につきましては、「医科診療所・開業医及び医科勤務医のための医師賠償責任保険・医療施設賠償責任保険」または加入申込票等の「保険料」欄にてご確認ください。

(注) 申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。

3. 保険料の払込方法について

「医科診療所・開業医及び医科勤務医のための医師賠償責任保険・医療施設賠償責任保険のご案内」をご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

このご契約には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入の条件に応じ、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。

注意喚起情報のご説明 の「6.解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は普通保険約款・特約によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

このご契約は、クーリングオフの対象ではありません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) 加入時における注意事項(告知義務・加入申込票等の記載上の注意事項)

特にご注意ください

申込人または被保険者には、ご加入時に加入申込票等^(注)の記載事項について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。)。加入申込票等^(注)に記入された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票等^(注)の記載内容を必ずご確認ください。

(注)引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類等をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、保険金額等)を告知してください。補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(2) ご加入後における注意事項(通知義務等)

特にご注意ください

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、あらかじめ(事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- 保険の対象となる病院・診療所等、リスク区分を変更する場合
 - ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合
- また、ご加入後、次に該当する事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。
- ◇ご住所の変更等、加入者証に記載された事項を変更する場合
 - ◇特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時(加入申込票等またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。保険料は、「医科診療所・開業医及び医科勤務医のための医師賠償責任保険・医療施設賠償責任保険」記載の方法により払い込んでください。記載の方法により保険料を払い込んでいただけない場合、保険期間が始まった後でも、保険金をお支払いできません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

「医科診療所・開業医及び医科勤務医のための医師賠償責任保険・医療施設賠償責任保険のご案内」をご参照ください。

なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

特にご注意ください

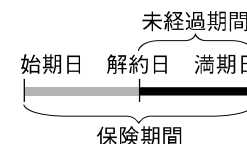
保険料は、「医科診療所・開業医及び医科勤務医のための医師賠償責任保険・医療施設賠償責任保険」記載の方法により払い込んでください。「医科診療所・開業医及び医科勤務医のための医師賠償責任保険・医療施設賠償責任保険」記載の方法により保険金を払い込んでいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

6. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、取扱代理店または引受保険会社へ速やかにお申出ください。

■解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

■始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



7. 保険会社破綻時等の取扱い

「医科診療所・開業医及び医科勤務医のための医師賠償責任保険・医療施設賠償責任保険のご案内」をご参照ください。

8. 取扱代理店の権限

「医科診療所・開業医及び医科勤務医のための医師賠償責任保険・医療施設賠償責任保険のご案内」をご参照ください。

9. 個人情報の取扱い

「医科診療所・開業医及び医科勤務医のための医師賠償責任保険・医療施設賠償責任保険のご案内」をご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

【取扱代理店】

MSK保険センター株式会社

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2丁目2

TEL 03-3259-7901 FAX 03-3259-7917

保険に関するご相談・苦情・お問い合わせは

三井住友海上お客さまデスク

0120-632-277 (無料)

チャットサポートなどの各種サービス

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

**一般社団法人 日本損害保険協会
そんぽADRセンター**

0570-022-808 (ナビダイヤル(有料))

【受付時間】 平 日 9:15～17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

この保険商品に関するお問い合わせは

【取扱代理店】

MSK保険センター株式会社

担当：梅澤・本間

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2丁目2 御茶ノ水杏雲ビル6階

TEL 03-3259-7901 FAX 03-3259-7917

【団体窓口（申込方法、口座登録設定、加入状況等のお問い合わせ）】

獨協医科大学同窓会 事務局

〒321-0293 栃木県下都賀郡壬生町北小林880

TEL 0282-87-2284 FAX 0282-86-3531

【引受保険会社】

三井住友海上火災保険株式会社

東京東支店 法人営業第二課 担当：足立・吉田

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上駿河台新館19階

TEL 03-3259-6836 FAX 03-3259-5582